

申告は3月15日(金)までに

最新情報は市ホームページをご覧ください。

所得税の確定申告、市民税・県民税の申告が始まります

問 所得税の確定申告について 刈谷税務署 (☎ 21-6211)
市民税・県民税の申告について 税務課 市民税係 (☎ 95-0116)

今年の申告のポイント

- 市役所会場は、事前に「電話予約」または「インターネット予約」が必要です。
 - ※インターネット予約は今回から可能になりました。
 - ※市役所で行う税理士相談(2月16日(金)～22日(木))についても事前の電話予約またはインターネット予約が必要です。
- 1月4日(木)～3月15日(金)に税務署で申告する場合は「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布またはLINEアプリ(1月4日(木)～2月15日(木)は不可)で取得できます。
- 自宅から申告する場合は「e-Tax」をご利用ください。

◆ 持ち物

対象者	必要なもの
全員必須	「申告する人の本人確認書類」、「マイナンバーがわかるもの」(運転免許証・マイナンバーカードなど) ※マイナンバーがわからないときは、申告会場でお知らせください。
所得税の還付申告をしたい人	還付を受ける本人名義の口座が確認できるもの(通帳など) ※口座の届印や認印などの印鑑類は、申告時不要です。
収入	給与や年金の収入がある人 令和5年分源泉徴収票 ※公的年金の源泉徴収票は1月下旬頃に日本年金機構などの支払者から郵送されます。支給月に送付される振込額のお知らせや、改定額の通知ハガキでは申告は作成できません。 ※2月中旬(予定)以降、公的年金の源泉徴収票のデータをマイナポータルでダウンロードしてe-Taxで申告できます。
	報酬や謝礼、個人年金などを 受け取った人 支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書、特定口座取引明細書などの証明書類 ※一般口座で株等の取引をしたときの申告は、税務署またはe-Taxで申告してください。
	その他収入がある人 収入金額および必要経費が分かる書類(収支内訳書など)
控除	社会保険料、生命保険料、 地震保険料を支払った人 払込証明書、控除証明書、領収書 ※市役所へ令和5年中に納付(国民健康保険税など)した分は、1月下旬頃に控除額を記載したハガキを郵送します(ハガキが届いた人全員が必ず申告しなければならないものではありません)。
	医療費控除を受けたい人 医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など ※医療費通知は健康保険(共済)組合より送付されますが、通知にない医療費を控除したいときは明細書を作成してください。2月中旬(予定)以降は、1年分の医療費通知をマイナポータルでダウンロードしてe-Tax上で申告できます。 ※領収書だけでは申告は受けられません。必ず申告会場に行く前に明細書を作成してください(会場では作成できません)。明細書の様式は国税庁ホームページでダウンロードできるほか市役所1階に用意しています。自身で作成するときは、明細書様式に記載している中身(医療機関・個人ごとの1年分の支払った額の合計と健康保険などの補てん額)が必要です。 ※おむつ使用証明書については、各医療機関へお尋ねください。
	ふるさと納税などの寄附金を 支払った人 寄附金の領収書・証明書 ※確定申告や市県民税申告を行うとワンストップ特例申請は無効になりますので、申告をする人は寄附金の申告を忘れずにしてください。
	障害者手帳などがある人 障害者手帳、障害者控除対象者認定書など ※障害者控除対象者認定書は、1月下旬頃に市役所から送付します。
全員 (あればお持ちください)	利用者識別番号 ※税務署から1月下旬頃に発送されたお知らせハガキに記載されていますが、ハガキに記載がない、わからないときは申告会場で番号を用意できます。

【持ち物や申告書に関する留意点】

- 市役所会場や出張申告会場で申告を受ける人は申告書を会場で用意しますので、事前に準備する必要はありません。ただし、申告時に医療費控除の明細書が必要な人は事前に作成してください。
- 手書きやパソコンで作成した申告書の中身(検算や確認など)に関する問合せは各会場では行っていません。
- 市役所・市内出張会場で行う申告、市役所で行う税理士無料相談の対象は、令和6年度の市民税・県民税が市で課税対象となる令和6年1月1日時点で知立に住んでいた(住民登録があった)人です。



自宅から申告できる電子申告「e-Tax」をご利用ください

確定申告書
作成コーナー▶

(令和5年分は1月上旬公開予定です)

動画で見る
確定申告▶

チャットボット(ふたば)▶

※ AI を活用してよくある
質問にお答えします。

(令和5年分は1月上旬公開予定です)



確定申告書作成コーナーを利用すると自動計算で確定申告書を作成・送信することができます。

国税相談専用ダイヤル

☎0570-00-5901(ナビダイヤル全国一律市内通話料金)

【受付時間】 月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時

※受付時間は、時期により延長する場合があります。国税庁ホームページで最新の情報を確認してください。

◆ 刈谷税務署 確定申告会場等について【要入場整理券】

時 2月16日(金)～3月15日(金) 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

※2月25日(日)は開設します。

所 刈谷税務署(刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎内)

▼留意点

- ・「入場整理券」配付数が相談可能人員に達した時点で受付を終了します。
- ・公的年金を受給している人、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等の還付申告手続きを行う人は、2月16日(金)以前(土・日曜日、祝日を除く)であっても、申告会場を設けています。
- ・1月4日(木)～2月15日(木)の申告相談は、刈谷税務署で当日配付される「入場整理券」が必要です。LINEアプリを利用したオンラインでの事前発行および電話予約はできません。

▼車の利用について

駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

※1月4日(木)～3月15日(金)は臨時駐車場(市宮神田駐車場)を用意していますので、利用時は駐車券を申告会場へお持ちください。一部補助します。

▼入場整理券について

「入場整理券」で指定された時間ごとに会場内に入場できる人数を制限します。「入場整理券」は、当日刈谷税務署で配付します。なお、「入場整理券」の配布状況に応じて、当日受付できかねる場合もあります。

また、国税庁のLINE公式アカウントから事前発行を行います。

詳細は国税庁ホームページまたは国税庁公式アカウントでご確認ください。

※刈谷税務署の申告会場では、原則、申告する本人のスマートフォンを使用した申告指導を行います。事前にマイナポータルアプリをインストールしてください。また、マイナンバーカード等が必要です。会場内のパソコンは台数に限りがあるため、パソコンでの申告書作成については時間がかかる場合があります。

※指定された時間に遅れた場合は入場できない場合があります。また、指定された時間内であっても、会場の混雑状況によって入場をお待ちいただく場合があります。

※青色申告の人で税務署で申告書を作成する人は、65万円の青色申告特別控除は適用できません。

▲国税庁 LINE
アカウント

◆ 出張申告会場 確定申告会場等について【先着順・電話予約不要】

【会場・日時等】

日付	場所	日付	場所
1月22日(月)	福祉の里八ツ田3階 さくら・うめ	1月24日(水)	文化会館2階 講義室
1月23日(火)	知立文化広場 展示ホール	1月25日(木)	西丘コミュニティセンター

▼入場整理券配布時間 午前9時45分～正午

持 4ページをご確認ください。

▼注意事項

- ・申告会場には、当日配布する入場整理券で指定された時間のみ入場できます。入場整理券の配布状況によっては、午後や他の申告会場をご案内することがあります。
- ・出張申告期間中は、担当職員が各会場へ出向き不在となるため、市役所での申告相談はできません。
- ・出張申告について各会場へのお問合せはご遠慮ください。

◆ 市役所会場 確定申告会場等について【要 事前電話予約・事前インターネット予約】

事前予約がない人は市役所会場での申告受付ができません。必ず次のとおりコールセンターまたは申請フォームから予約してください。

▼予約方法

- ・知立市確定申告予約専用コールセンター(2月1日(木)午前9時から)
☎0566-95-0028(受付時間:月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時)
- ・知立市確定申告予約申請フォーム(2月1日(木)午前9時から)
右のQRコードから申請してください。



▲知立市確定申告
予約申請フォーム

(2月1日(木)午前9時申請開始)

▼受付開始日について

- 【2月分】 申告受付(来庁)日 2月16日(金)～29日(木)(土・日曜日、祝日を除く)
電話およびインターネット予約受付開始日 2月 1日(木) 午前9時から
- 【3月分】 申告受付(来庁)日 3月 1日(金)～15日(金)(土・日曜日を除く)
電話およびインターネット予約受付開始日 2月15日(木) 午前9時から

※予約する時間帯は、「午前(9時～11時40分)」、「午後(13時～14時40分)」をお選びいただけます。

▼コールセンターの混雑状況について

以下の日は終日つながりにくいことが予想されます。

2月1日(木)～2月5日(月)(2月分予約開始直後)、2月15日(木)(3月分予約開始初日)

※上記以外の日も、受付開始直後(午前9時頃)は電話がつながりにくいことが予想されます。

▼その他留意事項

- ・希望する申告受付日の前日までに予約してください。ただし、先着順のため予定数に達し次第終了します。また、1月31日(水)以前はコールセンターおよび申請フォームにつながりません。
- ・お電話は原則本人からおかけください。
- ・申告会場で受付番号をお伺いしますので、忘れずにお控えください。
- ・当日の申告場所やキャンセル方法などは予約時にお伝えします。また、当日必要なものは4ページをご覧ください。必要書類がそろわない場合は申告受付ができません。
- ・予約した日時を過ぎても会場にお越しにならない場合はキャンセル扱いとなります。改めて別日で予約してください。

▼次の①～⑩のいずれかに当てはまる収入(所得)や控除などがある人は、原則税務署またはe-Taxで申告してください。

- ①退職②営業③農業④不動産⑤譲渡(株や土地の売却)⑥暗号資産がある人や副業の申告方法がわからない人⑦株や債券を一般口座で管理している人で申告が必要な人⑧過去(令和5年分以外)の収入や控除に関する申告をしたい人⑨住宅ローン控除がある人で初めて申告をする人(源泉徴収票にあるもの以外の住宅ローンに関する申告)⑩国外扶養がある、または通訳が必要な人



◆ 税理士による無料税務相談所

時 2月16日(金)～22日(木) (土・日曜日を除く) 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)
※コールセンターまたは申請フォームでの事前予約が必要です。

所 市役所3階 第1会議室

対 次の条件に該当する人

- ① 令和4年分の所得金額(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額金額)が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く。)
- ② ①の人で消費税および地方消費税の課税事業者である場合には、令和3年分の課税売上高が3,000万円以下の人
- ③ 給与所得者または年金受給者



▲申請フォーム
2月1日(木)午前9時
申請開始

▼その他

次の人は、無料税務相談所を利用できません。

- ・給与所得者および年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人
- ・初めて消費税および地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する場合
- ・65万円および55万円の青色申告特別控除を受けようとする人
- ・譲渡所得(土地、建物および株式等の売却)、山林所得または贈与税の申告をする人

◆ 手書き用の申告書および書面提出について

e-Taxの普及により、税務署や市役所にある手書き用の申告書などの部数が大幅に減少する見込みです。手書き用の確定申告書等が必要な人へは郵送しますので、確定申告電話相談センター(刈谷税務署へ電話し、自動音声に従い「センター」を選んでください)へご連絡ください。市民税・県民税の申告書は市役所で配布しています。

確定申告書等を書面で提出する人は、郵送または市役所の投函箱へ提出してください。

▼市役所の投函箱設置期間 1月22日(月)～3月15日(金) (土・日曜日、祝日を除く)

▼設置場所 市役所1階 税務課窓口前

▼郵送先 〒448-8522(住所不要)名古屋国税局業務センター刈谷分室

令和6年1月から産前産後期間の国民健康保険税減額制度が始まります

国民健康保険の被保険者が出産された際、出産された被保険者にかかる国民健康保険税が、一定期間減額される制度です。

対 国民健康保険に加入中の人で令和5年11月1日以降に出産した人または出産予定の人
(出産とは妊娠85日(妊娠12週)以上の分娩をいい、早産・流産・死産・人工妊娠中絶を含みます。)

▼対象期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の保険税が減額されます。(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険税が減額されます。)

ただし、減額されるのは令和6年1月分以降の保険税です。例えば単胎・多胎ともに令和5年11月出産の場合、減額されるのは令和6年1月分の1か月分となります。

〈軽減対象期間〉

	3か月前	2か月前	1か月前	1か月後	2か月後	3か月後
単胎の人			出産予定月			
多胎の人			出産予定月			

持 母子健康手帳などのお産予定日または出産日が確認できる書類

申 国保医療課の窓口でお申込みください。

問 国保医療課 国保年金係(☎95-0123)

